

社会福祉法人 西熊会 非常勤役員等報酬規程

社会福祉法人 西熊会

社会福祉法人西熊会非常勤役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人西熊会の役員及び評議員等（以下「役員等」という。）の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 西熊会の役員等は、非常勤とする。

2 本規程でいう非常勤とは、所定週2日未満の勤務をいう。

3 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

4 本規程でいう評議員等とは、評議員及び苦情解決第三者委員をいう。

5 報酬は、法人と委任機関にある役員等の職務執行の対価として支払われるものである。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事長及び理事が理事会又は評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会の出席に係る報酬及び費用弁償は支払わないものとする。

また、同日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、報酬及び費用弁償は支払わないものとする。

2 評議員が評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

なお、同日にあわせて法人の業務を行なった場合であっても、報酬及び費用弁償は支払わないものとする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合、別表2により報酬及び費用弁償を支払うことができる。

2 理事が理事会（出席）以外の日において、理事長等の命を受けて法人及び施設の運営のための業務に当たった場合には、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 評議員が評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の運営のための業務に当たった場合には、別表2より報酬及び費用弁償を支払う事ができる。

(監事の報酬等)

第5条 監事が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評

議員会の出席に係る報酬及び費用弁償を支払わないものとする。

また、同日に併せて監事業務を行なった場合であっても、報酬及び費用弁償は支払わないものとする。

- 2 監事が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会い及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表2により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

（苦情解決第三者委員の勤務報酬等）

第6条 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会に出席したときは、別表1により1日分の報酬及び費用弁償を支払うことができる。

なお、理事会に出席し、かつ同一日に開催された評議員会に出席したときは、評議員会出席に係る報酬及び実費弁償費は支払わないものとする。

また、同日に併せて苦情解決第三者委員に係る業務を行なった場合であっても、報酬及び費用弁償は支払わないものとする。

- 2 苦情解決第三者委員が理事会及び評議員会（出席）以外の日において、法人及び施設に係る苦情解決の業務に当たった場合は、別表2より報酬及び費用弁償を支払うことができる。

（出張旅費）

第7条 役員等が法人業務のため出張する場合は、旅費規程に準じ、旅費を支給する。

（兼務役員）

第8条 当法人の職員を兼務し、職員給与が支給されている役員に対しては、役員報酬は支給しない。

（報酬等の支給方法）

第9条 役員等に対する報酬は、当該会議等に出席した都度支給する。

- 2 報酬等は、法令の定めるところにより、控除すべき金額を控除して支給する。

（公表）

第10条 当法人は、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準を公表するものとする。

（改廃）

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行なう。

（補則）

第12条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の議決を経て、別に定める。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から適用する。

別表 1

役員（理事、監事）及び評議員等（評議員、苦情解決第三者委員）の報酬等（日額）

名 称	報 酬	備 考
理事会出席報酬等	20,000円	費用弁償
評議員会出席報酬等	20,000円	費用弁償

別表 2

役員（理事、監事）及び評議員等（評議員、苦情解決第三者委員会）の報酬等（日額）

名 称	報 酬	備 考
理事長業務報酬等	20,000円	費用弁償
理事及び評議員等業務報酬等	20,000円	費用弁償
監事監査指導報酬等	20,000円	費用弁償
苦情解決第三者委員	20,000円	費用弁償